

「あいち生物多様性戦略 2030（案）」に対する御意見の概要と県の考え方

主な該当部分		意見の概要	県の考え方
番号	頁		
第2章 2 あいちの生物多様性			
1	22	竹林整備の目標とする里山の姿というものが具体的に定められていない。間伐による適切な管理を進め生物多様性を確保していくエリアと、皆伐し本来の植生に戻すべきエリアを考えるべき。そのため、竹林の拡大エリアを割り出すなどの調査を進め、目標を広く市民に開示するべき。	竹林整備については、地域の状況を踏まえ、土地所有者の理解も得ながら進めていく必要があります。「第5章 地域への展開」の中で、竹林の拡大や、それに対する取組展開イメージとしての竹林の拡大防止を位置づけております。
2	38	碧南市で確認されたのはコヒガタアシ（スパルティナ・アングリカ）ではないか。	碧南市で確認されたスパルティナ属については、遺伝子解析を行った結果、「ヒガタアシ」と判明しました。このため、「ヒガタアシ」と記載しています。
第2章 3 経済活動や暮らしと生物多様性			
3	43	あいち認証材を使った商品の開発を促し、商品を公共施設に設置、購入先を紹介するなどして、一般消費者が触れる機会をつくることが重要ではないか。県産材に興味を持ったところで一般消費者が購入できるものはどこにもなく、消費喚起にはつながっていない。	県民の皆様にあいち認証材をPRするため、木材利用や森林・林業に関するイベントの開催、住宅関連イベントへの出展などを行うとともに、関係団体と連携し、購入先や問い合わせ先を記載した「あいち認証材製品カタログ」を作成し、ホームページでの掲載等を行っています。 県としては、県産木材の利用促進を重要な施策に位置づけており、今後もこれらの取組に加え必要な施策を推進してまいります。
第3章 2 目指すべき姿			
4	60	「目指すべき理想の姿」は具体的に書かれているが、現状については通り一遍の表現しかなされておらず、内容の深刻さが見られない。	現状については、「第2章 現状と課題」で、奥山、里地里山等の各生態系ごとの問題点、種の絶滅リスク等を整理しています。
第3章 3 目標達成のために重視すべき視点			
5	65	戦略を強力に推進するため、「安定した資金源の確保と補助メニュー等の充実」の視点を加えることを提案する。 現存基金等の見直し、または生物多様性に特化した基金の創設と、より活用しやすい補助メニュー等の充実を提案します。寄附も立派な参画であり、「全ての主体の参画・連携」等において考慮すべきと考える。	県では、これまで、あいち森と緑づくり税を財源とした「あいち森と緑づくり基金」により、生物多様性や森林保全等に関する市民団体の活動への交付金事業等を行ってまいりました。なお、資金活用の拡大が課題となっている旨を記載しました。

番号	頁	意見の概要	県の考え方
第3章 5 重点プロジェクト			
6	73	○重点プロジェクトB「条例で保護される指定希少野生動植物種の指定 18種→25種」とある。現状では種数を減らせる状況にないが、目標としては、環境を保全し、将来的に指定希少野生動植物種の種数を少しでも減らすのが本来の姿であり、種数を増やす事が目標であってはならない。	長期的には生態系を改善し、指定希少野生動植物種を減らせる状況を作る必要がありますが、当面は、できるだけ多くの希少野生動植物種を条例上の規制対象として保護することが重要と考えています。
7	73	指定希少野生動植物種の指定数を増やすことが目標とされているが、希少種が増加するということは現状がさらに悪化することを意味するのではないか。	
8	73	「レッドリストの定期的な見直し」だけではなく、レッドリストに選定した種の具体的な保全策も策定すべき。	レッドリスト掲載種については、開発の際に配慮を求めるとともに、特に保全が必要な種については指定希少野生動植物種に指定するなど、保全策を講じてまいります。
9	73	「域外保全」を実施し、「野生絶滅種の新規発生をゼロにする」ことを目標としているが、絶滅危惧種を増やさないこと、危惧のランクをこれ以上悪化させないことも目標とすべきである。	湿地・里山ネットワーク（重点プロジェクトA）の推進などによって生態系を改善し、絶滅危惧種を増やさないよう、また絶滅危惧のランクを悪化させないように努めてまいります。
10	74	○重点プロジェクトC 特定外来生物の新規の侵入阻止とあるが、特定外来生物ではなく、侵略的外来生物の新規の侵入阻止が必要であり、特定外来生物はその中に含まれるものである。	外来生物法に定める特定外来生物に加えて、注意を要する外来種リストとして環境省が公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（2015年3月）」も参考にしながら、侵略的外来生物対策に取り組んでいく旨の記載を追加しました。
11	75	○重点プロジェクトD 生態系ネットワーク協議会は一般への情報発信が非常に弱い。WEBの更新頻度も少なく、活動情報を受け取ることが難しく、非常に内向的で閉ざされた組織と感じる。まずは一般への活動情報の発信および、参加し易い環境を構築するのが重要と考える。	各協議会と県が連携しながら、事業者や市民団体等へ広く参加を呼びかけるなど、「生態系ネットワーク協議会の機能強化」に取り組んでいきます。また、「あいち方式2030」推進プラットフォーム（重点プロジェクトJ）による情報発信に努めてまいります。
12	76	○重点プロジェクトE 「生物多様性」という意味の認識率が高くなることと生物多様性の普及とがどのように関係するのかがよくわからない。	多くの県民に、生物多様性について理解していただき、日常の中で生物多様性を意識し、行動していただくことが重要と考えています。そのための指標として、生物多様性という言葉の意味の認識率を目標に設定しました。
13	76	自然と触れ合うことを嫌う人は世代を問わずいる。自然好きだけが盛り上がる生物多様性保全ではなく、「すべての人に大切で身近な生物多様性保全」という認識を広めるため、例えば県が普及啓発のためのアイデアを広く募集するなどして、新しい視野を開拓し、今までにない展開を進めていく必要があるのではないか。	県民への生物多様性の普及啓発は重点プロジェクトEに位置づけています。

番号	頁	意見の概要	県の考え方
14	81	○重点プロジェクトJ サポーター制度は、人数を多くする目的を成果指標と関連付けて列挙しなければ鳥合の衆となる。	県民サポーター制度は、多くの方に生物多様性への関心と理解を深めて頂き、保全活動の活性化にも資する取組として考えています。登録していただいた方に積極的に参加していただけるよう努めるとともに、人材育成に努めてまいります。
15	81	各地の協議会方式で取組を行っているのは、専門家と行政だけが参加しやすい取組にも思え、一般市民に情報提供できる方法が模索できればと思う。図書館や博物館、美術館、地域のコミュニティセンターなどで生き物写真展を行う、各地域の在野の生き物に詳しい人を掘り起こしていくなど、生物多様性の豊かさと日常的に触れる方法について、もっと発展した取組ができるのではないか。	県民サポーター制度などを通じて、より多くの県民に情報発信し、また県民からの御提案を受けられるような、双方向のコミュニケーションを考えています。これにより、新たな人材発掘、新たな取り組みへの発展、県民からの提案の受け皿などとしての役割を目指したいと考えています。
16	81	本件のパブコメが実施されていることの告知などが非常に少なく思う。生物多様性の実現のためには、世代を超えた一般市民の参加・実践が不可欠。県が何に取り組もうとしているのかを分かりやすく伝え、誰でも意見をだせるような「目安箱」的なしくみが恒常的にあれば、より良いのではないか。	
17	81	「自然環境や生物多様性に関する自然史情報を集約し、一元管理します」について、市町村、研究機関などは独自で自然史情報を収集し、管理しています。集約・一元管理ではなく、112ページにあるような「収集・整理して自然史情報データベースを構築」とすべきではないか。	御意見を踏まえて記載を修正しました。
18	81	研究調査を進めるには、専門の研究者を増やし、連携が必要、場合によっては全国的な生態研究者のアドバイスも必要。膨大な自然の資料を収容、調査し、一般人や研究者産業人に供する拠点として、愛知県立自然博物館の設立が望まれる。自然博物館の教育、研究、産業上の利益ははかり知れない。	本県には豊かな自然があり、動植物の標本をはじめ、貴重な資料も多く存在しています。その保全、管理や利活用については様々な課題があります。頂いた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
19	81	「生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターとして、本県の自然環境に関する情報(自然史情報)の集約、整理を進める」のであれば、集約・整理した標本等を含む情報を一括管理し、広く情報を発信する県立自然史博物館を構築する必要があると考える。	
20	81	「自然史情報データベースの作成と提供、見える化」が掲げられているが、生物多様性を評価するための情報として生物標本を保存することが極めて重要であることから、個人や市民団体が集めた生物標本の寄贈を広く受け入れて収蔵し、一元管理できるような県立の自然史博物館を設立すべきである。	

番号	頁	意見の概要	県の考え方
第4章	2	行動計画	
21	88	<p>環境中に放出・放置・拡散されたプラスチックの徹底回収と適正処理に向けた積極的なアクションを期待する。</p> <p>プラスチックの海洋流出は、何としてでも阻止しなければならないと思う。環境中に放置されたプラスチック類の組織的な回収アクションが必須になるはずで、これに向けた施策構築を望む。行政が主体となって事業展開する、事業者による活動を促し支援する、地域住民の協力を得る等、いろいろな手法が考えられる。</p> <p>スクラブ剤等、現在の技術や機構では回収が難しいものについても、回収する技術や機構の確立、そして代替品の開発が急務と思う。</p>	<p>ごみゼロ社会の形成に向け、住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となって資源循環型社会の構築を目指すため、1993年に「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を設立しております。当会議では、2020年1月25日に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、3R+1（リデュース、リユース、リサイクル+リフューズ）によるプラスチックごみの排出抑制、ごみ拾い等の環境活動の実施など、消費者、事業者、行政が協働してプラスチックごみゼロに向けた取組を進めています。</p>
22	92	<p>飼養動物の遺棄防止や適正飼養の普及啓発が県の取組として挙げられているが、外来種問題を理解したうえで動物を購入することができるよう、販売者にも、購入の機会に外来種問題の普及啓発をしっかり担ってもらわなければならない。また、購入者又は販売者が動植物を手放したくなった時、遺棄以外の方法としてどのような選択肢があるかを県は明示し、新たな選択肢が必要かについても検討をすべき。さらに、野生化した外来種（国内外来種・野良猫を含む）を観光利用する行為はできる限り禁止しないと、外来種問題への理解が弱まり、その外来種を増やす動きへとつながりかねない。より具体的な対策を進める必要があるのではないか。</p>	<p>特定外来生物を除く外来生物をペットとして飼育する場合は、最後まで責任を持って飼うよう、普及啓発しているところであり、販売者に対しても引き続き外来種問題への理解を普及啓発していきます。</p> <p>また、野生化した外来種の観光利用の禁止については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
23	94	<p>宅地開発や太陽光発電施設設置等によって急速に減少している小規模な未利用地も、生態系の連続性の維持に大切な役割を果たしている可能性がある。未利用地を生物多様性保全の観点で再評価し、評価が高い土地の転用には、小規模であっても一定のブレーキをかける、あるいは代替措置を推奨するといった対策を、新たに進めていくべきではないか。</p>	<p>未利用地についても生態系ネットワークの観点から保全を図ることが重要と考えており、基本方針2「2-1 生態系ネットワーク」の中で、県の取組として「住民等により大切に守られている里山や保全活動が行われている湿地などを把握し、土地の恒久的な保全の方策を検討します。」としています。基本方針2「2-2 あいちミティゲーション」の中で、「開発による失われる自然環境を極力減らし、緑地の確保に努める」としています。</p>
24	94	<p>我々の団体は、「生物多様性ポテンシャルマップ」をもとに取組を進め、水域の連続性向上を図ってきた。既存の「生物多様性ポテンシャルマップ」は10年が経過し、記載されている情報が古くなっている。ポテンシャルマップを更新する予定はないのか。更新せずに生物多様性戦略2030を策定するという手順は、あいち方式の観点から今後見直すべきである。「生物多様性ポテンシャルマップを活用しながら……」とあるが、その前に情報の更新とこれまでの成果・課題を整理すべきではないか。</p>	<p>「生物多様性ポテンシャルマップ」はこれまで、生態系ネットワーク協議会が各事業を行うときに、参考に活用してきました。今後、「生態系ネットワークの形成」に向けて活用を図りながら、更新についてもその必要性を検討します。</p>

番号	頁	意見の概要	県の考え方
25	98	「あいち生物多様性戦略 2020」をもとに、尾張地域では庄内川水系（特に矢田川）で多数の魚道が設置された。中でも尾張建設事務所による魚道整備は、生態系ネットワーク形成に大きく寄与しており、高く評価されるものである。多大な努力・成果が、今回の生物多様性戦略に記載・反映されていない。県内部で情報共有が図られているのか、甚だ疑問である。	矢田川での魚道整備は、下流側から順次、進めてきました。県の多自然川づくりの取組をコラムでご紹介していますが、矢田川における魚道整備に関するコラムを追加しました。
26	98	矢田川では近年、県が5基も立派な魚道を築造した。セットバック型で効率的でありまた魚道断面が台形になっていて多種類の魚が遡上している。ぜひコラムなどに掲載して評価されたい。	
27	104	3-3企業活動「つくる責任、つかう責任」を定着させるに「しまつする責任」を追加する。	「つくる責任、つかう責任」はSDGs目標12を踏まえた表現としています。目標12には廃棄物の発生抑制、リサイクルも含まれています。P103で「廃棄物の処理を適正に行う」旨、記載を修正しました。 また、P104に事業者の取組として、「製品等のライフサイクルを通じた廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の配慮による生物多様性の保全」を追加しました。
28	110	小中学校の児童教育は森林、林業に関するだけでなく、自然の大切さにも必要である。	若年齢期の自然体験は、大人になってからの自然科学への関心を高めるだけでなく、物事に対する意欲・関心にもつながると言われています。これを踏まえて、基本方針4「4-1 普及啓発・人材育成」の中で、若年齢層も含む人材育成のための取組を示しています。
29	110	あいち生物多様性戦略 2030（案）にどう参加するか、普通の県民はどう参加すべきか具体的でない。自然や環境の教育を充実させる必要がある。小学校低学年で野外活動に森や水辺の野外活動を行うのが子供へのインパクトが大きい。低学年でも教科制で生物好きの先生が授業や課外のフィールドで指導をするのが効果的である。	御意見については、担当局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。
30	112	生物多様性保全を進める上で、愛知県の生物相の全体像を正確に把握することが基本になると考える。グリーンデータブックを定期的に見直すとともに、未作成の分類群についても作成を進めてほしい。これは、指標種の見直しのためにも必要と考える。	行動計画の中で、「グリーンデータブックを定期的に見直します」と記載していますが、「未作成の分類群も含めて充実を図る」の記載を追加しました。
31	116	SDGs や ESD など、それぞれの視点からめざす持続可能な社会のための目標と生物多様性の関連をもっと意識づけて、行政の枠をこえた（統合的な）戦略を作っていたらよいのではないか。また、岐阜・三重や長野県・静岡県といった近隣の自治体の連携も、非常に重要ではないか。そのための県、市町村広域連携の仕組みづくりをより意識し、愛知県がリーダーシップをとっていったらよいのではないか。	基本方針4「4-5 広域連携」の中で、県の取組として、市町村や隣接県との連携、生物多様性自治体ネットワークを通じた全国での連携について示しています。

番号	頁	意見の概要	県の考え方
第5章 1 尾張地域			
32	122	庄内川流域の表現がない。これは名古屋市や春日井市の戦略に何も無いということか。都市河川での多様性戦略がまさしく重要と考えるが。	「生物多様性保全上注目すべきエリア」は、法的な担保が弱いなどの観点から抽出しましたが、河川のような法的担保が強い地域、都市部など既開発の地域などにおいても生物多様性保全の取組が重要と考えています。第5章の内容を参考にしながら、各地域において市町村や市民団体、事業者等の活動を行っていただきたいと考えています。
33		都市周辺のような既に開発が進行した地域は、「生物多様性保全上注目すべきエリア」に抽出されないこととなる。今後、自然再生事業やグリーンインフラの整備による生物多様性保全が期待される中、都市部であっても注目すべきエリアが抽出されるような配慮が必要ではないか。都市部の人々が身近に活動に参加できる機会を逃しているように思える。	
34	123	「生物多様性保全上注目すべきエリア（尾張地域）」の地図上にある「庄内川」の記載は、新川・五条川の位置を示しているように見える。修正してほしい。	御意見を踏まえて、地図を修正しました。
35	122-123	「生物多様性保全上注目すべきエリア（尾張地域）」には庄内川沿川・周辺の地点が1箇所も含まれない空白エリアとなっている。例えば、「矢田川バープエプロジェクト」などを加えられないのか。	「生物多様性保全上注目すべきエリア」は、法的な担保が弱い地域などを抽出したのですが、河川の役割も非常に重要であると認識しています。このため、河川環境に関する県の取組については、P89の「1-2⑤河川・水辺生態系」で記述していますが、P120の取組方針に「水生生物のつながりに配慮した河川整備の推進」の記載を追加しました。
第6章 1 推進体制			
36	136	推進体制「県だけでなく県民、市民団体、事業者・経済団体、市町村などの様々な主体が連携して取組を進めていく」について、「各主体が連携して」は無責任体制となるので、責任主体を明確にして連携団体が参加推進とする。	戦略の趣旨に沿った多様な取組を多くの主体が実施し、また連携して実施されることが重要と考えています。そのため、県自然環境課が各主体を調整し、支援するなどにより戦略を推進していきます。
37	136	県民一般に生物多様性を普及するには、何よりもコミュニケーションが重要だが、推進体制には県民の意見が反映される仕組みがない。あいち生物多様性戦略委員会は、どのように決定されているのかが見えず、各委員と県民が交流する場も見えない。図で、県民にはどこも矢印がない。コミュニケーションによる学習過程が作動されない限り、どこにも責任主体のないことになり改善は望めない。県民とのコミュニケーションを図れる仕組みへと変更してほしい。	推進体制の中で「自然史情報や市民団体・事業者の保全活動情報などを一元的に収集し、関係主体間で情報を共有する「あいち方式2030」推進プラットフォームを自然環境課に設置し、」としており、自然環境課が窓口となって、県民をはじめとした各主体と連携して、本戦略を推進することとしています。このことから、御意見を踏まえて、県民と県と間に矢印を追加しました。
38	136	予算部署はもとより環境部と土木、農林水産などの全庁各部署が生物多様性を自分ごとにするところが必要。縦割りは生物多様性の壁。各々つながる仕組みを自然環境課から発信していただけるようお願いする。	本戦略の推進は、県庁内の関係各課で構成される「あいち生物多様性戦略庁内連絡会議」と自然環境課が連携し、県庁全体で取り組んで参ります。

番号	頁	意見の概要	県の考え方
第6章 2 進行管理・見直し			
39	137	目的と成果目標を明確にしたロードマップを県民に公開してほしい。どこを目指し、足りないなら何を足すのか明らかにならない限り見直しの意味がない。	御意見については、今後の本戦略の推進、進行管理の中で参考にさせていただきます。
40	137	2030年までの工程表（ロードマップ）がない。	
41	137	COP15や気候変動COPやラムサールCOPなどにより国際的な政策が新たに決まった際に、今回決まった地域戦略と国際決議の中の問題意識とのつながりの再構築や乖離を埋めるための、地域戦略がアップデートされるための議論の機会はないのか。新しい地域戦略が一度決まってしまうと、修正や改定をおこなうのが10年先というのは、少し早急にすぎると感じる。	「ポスト2020生物多様性枠組の採択や新たな生物多様性国家戦略の策定など、国内外での生物多様性を巡る議論の進展を見据えながら、これらに対応した内容となるよう、必要に応じて本戦略の一部見直しを行います。」としています。
第6章 3 成果指標			
42	138	成果指標「生活環境項目の達成率100%」の採用は、反対である。環境基準の類型指定にあたっては、上位の類型を積極的に指定するよう環境省から通達されているが、庄内川水系の五条川・萱津橋や庄内川中流（2）などでは、現状の水質と乖離した積極的とは思えない類型指定（見直し）が行われている。このような状況の中、環境基準の達成率を指標に採用することは、達成だけが目的となり、本来あるべき正当な類型指定をさらに妨げる恐れがある。	環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、BOD等によるものと、水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の2種類があります。 水生生物の保全に係る水質環境基準は、生物多様性を視野に入れた指標であるため、「生活環境項目（水生生物の保全に係る水質環境基準）の達成率100%」に修正します。
43	138	水質環境基準の100%達成が検討中とありますが、達成すればランクアップするという今の見直しの方針では目標が定められないのは当然である。見直しの方針を新たな施策の目標に変更すれば可能である。低い目標を達成しても無意味で、河川のヒト本位の水利用で決めている現在の環境基準が低いので環境を中心に改善することも30年の目標にしたらいかがか。水質の汚れは人間の過大な活動によるものと考えるところなる。そもそも生活環境基準と生物多様性はどんな関係にあるのか。悪い水質環境もそれなりにビオトープの1つでしょう。	

番号	頁	意見の概要	県の考え方
44	139	P28、P62、P83 で河川の護岸堰堤など人工的整備が行われていて公共事業の環境配慮が主流的に必要と書かれているが、多自然改修や魚道設置の成果目標を数字で設けるべきではないか。多自然改修は数字で表現するのが困難なら簡単な指標を研究してほしい、例えばどんな魚がどれだけいるかなど。水辺の緑の回廊や水循環においても具体的目標が欲しい。	県では、多自然川づくりに配慮した改修により、2025年までに河川の整備率を18.7%とする目標を設定しています。御意見を踏まえて、方針2に関する成果指標として追加しました。
45	139	新たに、河川を含めて小さな自然再生を目標にしてはどうか。例えば河岸の突き出し水制により寄洲を促し瀬と淵をつくるバンプ工や、落差の小さい堰堤に係るコワザ式魚道など。	
46	140	地域戦略の策定は全体で54の所、10しか作成されていない。策定の達成目標が掲げられていないが、放棄したのか。	
資料編 1 本県の生物多様性の現状			
47	資-6	「石巻山・嵩山（豊橋市）では、ミカワマイマイなどの特産種」とあるが、ミカワマイマイは石巻山・嵩山の特産種でも愛知県の特産種でもない。石巻山・嵩山の特産種としてはクビナガギセルがいる。	御意見を踏まえて表現を修正しました。
48	資-8	愛知県での確認種数と絶滅危惧種の種数が記載されているが、生活史の判明していない種は絶滅危惧の評価対象外となっていることに留意してほしい。	御意見を踏まえて、「県内確認種数」の出典を追記します。評価対象種の詳細は、出典元に記載されているため、ここでの記載は省略しました。
49	資-13	「表 愛知県自然環境保全地域の一覧」の「13. 海上の森」の特質が、東海丘陵要素植物群がみられる里山林（シデコブシ・サクラバハンノキ）とのみなっている。湿地も特質に含まれるはずなので明記してほしい。 里山として放置されるのは、予算の削減のため。予算をつけないのなら、里山を維持するため、スギ・ヒノキの用材や米を換金できるようにして資金を用立てさせてください。里山としての機能を活かしていけるように改善を望む。	湿地については、御意見を踏まえ、資料編の記述を修正しました。 また、予算に関する御意見は、今後の海上の森の管理運営を進めていく上での参考とさせていただきます。人工林の整備を順次進めています。県施工の森林整備工事等を活用するなど、引き続き取り組んでまいります。
資料編 2 あいち生物多様性戦略2020の数値目標達成状況評価			
50	資-18, 19	大多数の項目が未達成であるが、未達理由、原因がなく同様な項目を戦略としているのはおかしい。その理由、原因が解決する手段を戦略に入れる。	あいち生物多様性戦略2020の数値目標達成状況については、毎年、あいち生物多様性戦略推進委員会を通じて評価を行っており、これを踏まえて今回の案をとりまとめました。
51	資-18, 19	あいち生物多様性戦略2020の検証が明確でない。愛知目標は、2020年までの達成状況はほとんどの部門で未達成である。	

番号	頁	意見の概要	県の考え方
その他			
52		<p>五条川のエキサイゼリは、生物多様性保全の観点から大変重要な存在であるが、今回の生物多様性戦略では何らかの記載がされているのか。それとも他の保全指定を検討されているのか。今後、エキサイゼリの保全活動を始動しなければと危機感を持っている。</p>	<p>本戦略では個々の種については記載していませんが、本戦略の推進などにより、保全に努めてまいります。</p>
53		<p>里地里山の生態系では、放置林の整備だけでなく、有効活用をする様にする。その収入を整備に使う。</p>	<p>里山からの林産物の活用としては、木質バイオマスとしての利用をはじめとして様々な方法が考えられますが、販路の確保や採算性など、多くの課題も抱えています。</p> <p>御意見については、担当局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
54		<p>誰が実行するか、責任を持つかが明確でない。県環境局が責任をもつと思われるが、愛知県の人工林の全森林に対する割合は64%と佐賀県、高知県について3番目に多く、本プロジェクトは農業水産局もともに責任を持つべきではないか。そのあたりの組織が明確ではない。また本プロジェクトの予算の裏付けがない。県税「あいち森と緑づくり税」（均等税500円）、国税「森林環境税」（均等税1000円）は本プロジェクトにどう使われるのか。</p>	<p>人工林の整備については、農林基盤局と連携して進めてまいります。人工林の間伐等は、国費などの補助事業を活用し、林業活動を支援してまいります。また、「あいち森と緑づくり税」を活用して、林業活動では整備が困難で手入れが遅れている人工林の間伐を県が主体となって進めるとともに、人工林の主伐後に行う花粉症対策苗木の植栽や、植栽後の獣害対策や下刈り等の保育に対して支援を行い、森林の若返りと花粉症対策も進めてまいります。国税「森林環境税」は2024年度からの徴収となりますが、喫緊の課題である森林整備に対応するため「森林環境譲与税」は、2019年度から県及び市町村への譲与が開始されています。</p> <p>「森林環境譲与税」によって、森林整備や森林整備を担う人材の育成・確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進等の森林整備の促進など、制度の主旨に則り、市町村が主体となって森林整備等を進めていくほか、県もこうした市町村の取組を支援してまいります。</p>

番号	頁	意見の概要	県の考え方
55		<p>○名古屋市稲永公園、多自然づくり化</p> <p>豊かな生態系をまもる、生息生育空間をつなげる、生きものの恵みをつかう、人と自然との共生をひろめる、これらのモデルケースの公園を、名古屋市と協同して、名古屋市にある稲永公園を作り替えてモデルケースに。</p> <p>稲永公園の前には藤前干潟が広がり、多様な生物が生息している。そのため、防災と両立しつつ、護岸を緩やかな傾斜（スロープ）等にして緑が生えるなどして、さらに多様な生物が生息できるようにする。水際まで近づけるようにして、県民の親水エリアとしても整備する。広葉樹を多く植樹して、落ち葉が干潟に落ちることで栄養を増やし、さらに多様な生物が生息できる公園を作る。その公園の実現により、社会見学などで子供達がより生物多様性について学ぶことができる。</p>	<p>御意見については、稲永公園を設置・管理している名古屋市、護岸側を管理している名古屋港管理組合と共有させていただきます。</p>
56		<p>矢田川の堰に魚道を設けたり、また今年度中にバープ工を設置するようで、川の生物にとって好ましい事に取り組まれている。今迄の治水・利水に加えて環境に取り組まれている。温暖化による異常気象で災害が頻繁に起こっているが、川の生物にとっても人間にとってもよい計画を立て実行して欲しい。</p>	<p>本戦略は、河川行政も含めて、県庁内の各課室と連携しながら推進していきます。</p> <p>御意見については、担当局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
57		<p>各地で進んでいる太陽光発電施設の設置は、温暖化対策に有効とされているが、生物多様性保全の観点からは問題点も指摘されている。ソーラーパネルに代わる、省スペースで効率の良い発電技術の研究開発を進める大学・企業があれば、それを支援することも生物多様性保全に大きな効果があるのではないかと。生物多様性保全に寄与する新しい技術開発を促進させるための枠組み作りを進めることも、これからは必要ではないかと。</p>	<p>御意見については、担当局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
58		<p>在野の人材を県から国際会議に派遣できるしくみを作ってはどうか。環境政策や地域政策プロセスを学ぶ大学院生、NPO等の専門職など、行政の取組と独立して政策の評価や批判もできる人材をきちんと育てることで、国際レベル、国レベル、地域レベルのそれぞれの政策決定過程を正確に理解し、意見をだせる人がいることこそが、より緻密に、かつ多様な人々の声を救っていけるのではないかと考えます。長い目をもって人材を育てていくことの重要性も意識されるべきではないかと考えます。</p>	<p>国際的な人材育成については、国との役割分担にも留意しながら取り組みたいと考えています。御意見については、関係各課と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	頁	意見の概要	県の考え方
59		国土交通省により、各地の一級河川において河川内の樹木が皆伐され、河川環境の改変がされているが、周辺自治体や自然情報を集約している地域の博物館等への情報提供および相談が行われていない。このような情報も収集・把握し、各関係期間と情報を密にし、環境保全に努める必要があると考える。県および市町村、市民団体、県民の役割が記されているが、その中で、国に対する働き掛けとそれに伴う情報共有は県としての役割であり、現状、それが果たされていない。	御意見については、関係機関と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。
60		COVID-19 のような感染症によるパンデミックや、ヒアリの流入といった外来種問題については、県内だけの取組では対策にならない部分があるが、こうした自然環境由来の危機が生じた際の情報開示の在り方などについても、検討されるべき。	県民生活や社会経済活動への影響が大きい事項などは、迅速に、国と連携して、きめ細かく記者発表するなど、情報提供に努めます。
61		この案は、全体に読み応えがあって、読み物としてはおもしろくできている。果たして県民一般の目につくようになっていくのか。各市町村の役所、市民が共有してこそ価値がある。役所や図書館に紙媒体として置いて、目につくようにしてほしい。	本戦略の印刷媒体は、市町村や図書館などの各関係機関にも送付する予定です。
62		いろんな市町村の取組がわかって興味深かった。自分が住んでいる市の名前がないということは、その市が生物多様性に取り組んでいないことになる。叱咤激励のためにも、この紹介は、市や市民の目に触れるように広報してほしい。新聞紙面やホームページで公開してほしい。	本戦略は、県 Web ページで公開する予定です。なお、市町村の取組は代表的なものを取り上げており、掲載していない市町村が、生物多様性に取り組んでいないというわけではありません。
63		HP・IT の世相だろうが、スマホで数万円、PC で一式 20 万円。定年後の浪人の出費は大きすぎる。新聞を使って PR してほしい。	県からの情報提供は、案件に応じて適切な情報媒体を活用出来るよう配慮してまいります。
64		植物などを見て歩くに、山の中は、次第に無くなってゆく。法を変え、条例を、所々に手が入られるように改正し、小さな処からコツコツと成果を上げる 10 年である。	本戦略の推進を通じて、生物多様性の保全に取り組んでまいります。
65		概要版（案）では、県独自の案の概要を文章主体でまとめて書くべきで、関連図などは補足的であるべき。他のプロジェクトに牽引されて本案が作成された印象を持つ。概要版は本文（案）をうまくまとめた概要になっていないように思われる。	御意見は概要版の作成にあたり、参考にさせていただきます。